

索道事業運送約款

ニセコビレッジ株式会社

特殊索道事業運送約款

(適用範囲)

第 1 条 当社の経営する特殊索道事業に関する運送契約は、この約款の定めるところにより行います。この約款に定めのない事項については法令の定めるところにより、法令に定めのないときは一般の慣習によります。

(係員の指示)

第 2 条 旅客に対し安全輸送と秩序の維持のために必要な場合には、当社係員(以下「係員」という)が指示を行います。その指示に対しては必ず従っていただきます。

(運送の引き受け)

第 3 条 当社は、第 4 条の規定により運送の引き受けを拒否する場合および第 5 条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引き受けの拒否)

第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、旅客運送の引き受けを拒絶します。

- (1) 有効な乗車券を所持していないとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 旅客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
- (6) 危険品等を所持しているとき。
- (7) 天災その他やむをえない事由による運送上の支障のあるとき。
- (8) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (9) 当該運送に適する施設がないとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか正当な理由のないとき。

(運送の制限)

第 5 条 当社は、天災その他のやむをえない事由による運送上の支障がある場合には、定員もしくは個数の制限をすることがあります。

(乗車券等の発売)

第 6 条 当社は、乗車券等を出札所等において発売します。

(乗車券等の所持)

第 7 条 旅客および荷主は、所定の乗車券等を所持しなければ乗車できません。

(乗車券等の効力)

第 8 条 乗車券等は、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有します。

2 当社がその運賃, 料金を変更した場合、変更前において発売した乗車券等は、その券面表示運賃の額にかかわらず通用期間内は有効とします。

3 当社で有効な乗車券等以外のものを使用したときは、無効とします。

4 乗車券類等は、次の各号の一に該当する場合は、無効とします。

(1) 券面記載の条件によらないで使用したとき。

(2) 使用者名の記名のある乗車券を、その記名人以外のものが使用したとき。

(3) 改造または変造もしくは偽造して使用したとき。

(4) 不正の手段により所得したもの。

(5) 書換または再発行した場合における原券。

(6) 券面記載事項が判読困難なものを使用したとき。

5 乗車券等は、購入されたお客さまのみ使用可能とし効力を有します。他人への贈与または売却することを禁止し、その場合は無効なものとし回収します。

(乗車券の提示等)

第 9 条 当社は、旅客の乗車時において、旅客に対し乗車券の提示を求め、乗車券の種類により確認または回収します。

(運賃および料金ならびに適用方法)

第 10 条 当社が乗客から収受する運賃, 料金および適用方法は、別掲運賃表および別に定める適用方法によります。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第 11 条 天災その他やむをえない事由により索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、運転再開後における有効乗車券等の無償交付等必要な継続運送の措置を行います。

(割増運賃等)

第 12 条 当社は、旅客が所持する乗車券が、第 8 条第 3 項・第 4 項・第 5 項の規程によりその乗車券等を無効とされたときは、旅客からその乗車券等に相当する額およびこれと同額以内の割増運賃等を申し受けます。

(運賃の払い戻し)

第 13 条 天災および当社の責任により索道の運転ができないときは、別に定める規程により出札所等で払い戻しを行います。ただし、風雪等により運転に危険を生ずるおそれから一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。

(乗車券等の紛失)

第 14 条 旅客が乗車券等を紛失した場合において、当社の係員がその事実を認めることができないときは、新たに乗車券等を購入していただきます。

(乗車券等の再発行)

第15条 当社は、旅客の紛失した日数券等については、再発行をいたしません。

ただし、災害その他の事由によりその滅失の事実を証明する官公所署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。

(責任の始期および終期)

第16条 当社の運送に関する責任は、旅客が第6条の行為を行ったときに始まり、降車したところをもって終わります。

(乗客の禁止行為)

第17条 乗客は、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 搬器からの飛び降りまたは所定の位置以外で乗降すること。
- (2) スキー等滑走具や搬器を揺すぶること。
- (3) スキー等滑走具やストック等で索道施設を突くこと。
- (4) 横乗り等危険な姿勢で乗車すること。
- (5) その他安全輸送を妨げる行為をすること。

(旅客に関する責任)

第18条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命または身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負います。ただし、次の各号に該当する場合には、この限りではありません。

- (1) 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと、索道施設に欠陥および機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。
- (2) 事故が専ら当該旅客または当社の係員以外の第三者に故意または過失に基づいて発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第19条 当社は、旅客の運送に関して生じた、スキーその他の携帯品等の滅失または棄損による損害については、これを賠償する責を負いません。ただし、その滅失または棄損が当社の過失によるものであるときは、この限りではありません。

(荷物に関する責任)

第20条 当社は、運送を引き受けた荷物の滅失または棄損によって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社および当社の係員が荷物の引き受け、引き渡し、保管および運送に関して注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- (1) 当社は、前項の規定にかかわらず、紙幣、有価証券その他の高価格については、荷送り人が託送しようとするときに、その種類および価格を明示しない限り、その滅失または棄損によって生じた損害を賠償する責に任じません。

(旅客および荷主の責任)

第21条 当社は、旅客もしくは荷主の故意もしくは過失または法令もしくはこの
運送約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅
客に対してその損害の賠償を求めます。

附 則

1. この運送約款は、平成19年3月27日から実施します。

改正年月日 平成20年7月 1日

事業者名 ニセコビレッジ株式会社

普通索道事業運送約款

(適用範囲)

第 1 条 当社の経営する普通索道事業に関する運送契約は、この約款の定めるところにより行います。この約款に定めのない事項については法令の定めるところにより、法令に定めのないときは一般の慣習によります。

(係員の指示)

第 2 条 旅客および荷主は、安全輸送と秩序の維持のために必要な場合には、当社係員（以下「係員」という）が指示を行いますが、その指示に対しては必ず従っていただきます。

(運送の引き受け)

第 3 条 当社は、第 4 条の規定により運送の引き受けを拒否する場合および第 5 条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引き受けの拒否)

第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、旅客運送の引き受けを拒絶します。

- (1) 有効な乗車券を所持していないとき。
- (2) 係員の指示に従わないとき。
- (3) 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 旅客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
- (6) 危険品等を所持しているとき。
- (7) 天災その他やむをえない事由による運送上の支障のあるとき。
- (8) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (9) 当該運送に適する施設がないとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか正当な理由のないとき。

(運送の制限)

第 5 条 当社は、天災その他のやむをえない事由による運送上の支障がある場合には、定員もしくは個数の制限をすることがあります。

(乗車券等の発売)

第 6 条 当社は、乗車券等を出札所等において発売します。

(乗車券等の所持)

第 7 条 旅客および荷主は、所定の乗車券等を所持しなければ乗車できません。

(乗車券等の効力)

第 8 条 乗車券等は、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有します。

2 当社がその運賃、料金を変更した場合、変更前において発売した乗車券等は、その券面表示運賃の額にかかわらず通用期間内は有効とします。

3 当社で有効な乗車券等以外のものを使用したときは、無効とします。

4 乗車券等は、次の各号の一に該当する場合は、無効とします。

(1) 券面記載の条件によらないで使用したとき。

(2) 使用者名の記名のある乗車券を、その記名人以外のものが使用したとき。

(3) 改造または変造もしくは偽造して使用したとき。

(4) 不正の手段により所得したもの。

(5) 書換または再発行した場合における原券。

(6) 券面記載事項が判読困難なものを使用したとき。

5 乗車券等は、購入されたお客さまのみ使用可能とし効力を有します。他人への贈与または売却する事を禁止し、その場合は無効なものとし回収します。

(乗車券の提示等)

第 9 条 当社は、旅客の乗車時において、旅客に対し乗車券の提示を求め、乗車券の種類により確認または回収します。

(運賃および料金ならびに適用方法)

第 10 条 当社が乗客から収受する運賃、料金および適用方法は、別掲運賃表および別に定める適用方法によります。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第 11 条 天災その他やむをえない事由により索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、運転再開後における有効乗車券等の無償交付等必要な継続運送の措置を行います。

(割増運賃等)

第 12 条 当社は、旅客が所持する乗車券が、第 8 条第 3 項・第 4 項・第 5 項の規程によりその乗車券等を無効とされたときは、旅客からその乗車券等に相当する額およびこれと同額以内の割増運賃等を申し受けます。

(運賃の払い戻し)

第 13 条 天災および当社の責任により索道の運転ができないときは、別に定める規定により出札所等で払い戻しを行います。ただし、風雪等により運転に危険を生ずるおそれから一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。

(乗車券等の紛失)

第 14 条 旅客が乗車券等を紛失した場合において、当社の係員がその事実を認めることができないときは、新たに乗車券等を購入していただきます。

(乗車券等の再発行)

第15条 当社は、旅客の紛失した日数券等については、再発行をいたしません。

ただし、災害その他の事由によりその滅失の事実を証明する官公所署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行します。

(責任の始期および終期)

第16条 当社の運送に関する責任は、旅客が第6条の行為を行ったときに始まり、降車したところをもって終わります。

(乗客の禁止行為)

第17条 乗客は、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 搬器からの飛び降りまたは所定の位置以外で乗降すること。
- (2) 搬器を揺すぶること。
- (3) 搬器扉の開閉を妨げる行為をすること。
- (4) その他安全輸送を妨げる行為をすること。

(旅客に関する責任)

第18条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命または身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負います。ただし、次の各号に該当する場合には、この限りではありません。

- (1) 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと、索道施設に欠陥および機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。
- (2) 事故が専ら当該旅客または当社の係員以外の第三者に故意または過失に基づいて発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第19条 当社は、旅客の運送に関して生じた、スキーその他の携帯品等の滅失または棄損による損害については、これを賠償する責に任じません。ただし、その滅失または棄損が当社の過失によるものであるときは、この限りではありません。

(荷物に関する責任)

第20条 当社は、運送を引き受けた荷物の滅失または棄損によって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社および当社の係員が荷物の引き受け、引き渡し、保管および運送に関して注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

- (1) 当社は、前項の規定にかかわらず、紙幣、有価証券その他の高価格については、荷送り人が託送しようとするときに、その種類および価格を明示しない限り、その滅失または棄損によって生じた損害を賠償する責に任じません。

(旅客および荷主の責任)

第21条 当社は、旅客もしくは荷主の故意もしくは過失または法令もしくはこの
運送約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅
客に対してその損害の賠償を求めます。

附 則

1. この運送約款は、平成19年3月27日から実施する。

改正年月日 平成20年7月 1日

事業者名 ニセコビレッジ株式会社

索道運賃払い戻し規定

1. 事業所ごとの索道料金を下記適用比率により算出した払い戻し金額を適用する。
2. 下記の払い戻し規定は、当該スキー場において、全索道施設が悪天候および不慮の事由により1時間以上休止し、再稼働が行われない際に実施しなければならない。
3. 払い戻し時の算出（例）について記載する。

(1) リフト1回券

未使用券1枚につき額面金額の払い戻しとする。

(2) ゴンドラ片道券

未使用券につき額面金額の払い戻しとする。

(3) ゴンドラ往復券

未使用券につき額面金額の払い戻しとする。なお、往復の場合は片道運賃の払い戻しとする。

(4) 午前券 開始から4時間半（定価 大人6,700円）

時 間	率	金 額
1時間まで	80%	5,360円
2時間30分まで	50%	3,350円
4時間まで	20%	1,340円

(5) 午後券 開始から7時間（定価 大人6,700円）

時 間	率	金 額
1時間まで	80%	5,360円
4時間まで	50%	3,350円
6時間まで	20%	1,340円

(6) ナイター券 開始から3時間（定価 大人2,600円）

時 間	率	金 額
17:00まで	80%	2,080円
17:30まで	50%	1,300円
18:00まで	20%	520円

(7) その他

- ① 総てのリフトまたはゴンドラが運休しない限り払い戻しは行わないものとする。
- ② お客さま自身の都合等正当な理由のない払い戻しは、行わないものとする。
- ③ 払い戻し後、索道が稼働した場合は、お客さまの自由選択により新規乗車券の購入となる。

不正乗車による割増運賃内規

この内規は、索道事業運送約款第12条の不正乗車に対する割増料金の徴収について定めたものである。

1. 無賃乗車、当日限りの通用時間終了乗車券の使用および日付印の改造等については、その券面金額に関わらず、1日券金額の2倍の割増運賃を徴収するものとする。
2. 2日券、シーズン券など通用期間終了後の使用およびその乗車券の日付印改造等で使用したときは、通用期間終了日の翌日からその事実を発見した日までの1日券に換算した金額に日数を乗じた金額の、2倍の割増運賃を徴収するものとする。

索道事業運送約款運用説明

第1条関係（適用範囲）・・・（制定の目的）

この運送約款は、普通索道および特殊索道事業の旅客と索道事業者との運送上の関係を、法的な運送請負契約として相互の責任と義務を明確化するために制定するものである。（商法第569条）

第2条関係（係員の指示）・・・（索道事業に関する技術上の基準を定める省令第3条による運転細則）

旅客は、たとえば乗車時における秩序、乗客の行為の制限および運転室への立ち入り禁止、索道施設の操作の禁止等安全輸送のために行った係員の必要な指示に従わなければならない。これらの安全輸送のための正当な指示や注意事項に従わない旅客に対しては、場合により第4条に規定する輸送の引き受けを拒否し、または、索道施設内から退却させることができる。

第3条関係（運送の引き受け）

この条は、第4条および第5条の場合を除いて、旅客の正当な申し出による運送は引き受けなければならないというものである。

第4条関係（運送の引き受けの拒否）

索道事業者は、正当な事由のない限り、運送の引き受けを拒むことはできない。（第3条）

正当な事由とは次の場合をいい、この場合運送の引き受けを拒否しなければならない。

1. この約款によらない運送を要請されたとき。
2. 当該運送に適する設備がないとき。
3. 運輸局長に届出、受理され実施している運賃およびその適用方法によらない運賃割引や搬器定員を超える乗車等、索道事業者に特別な負担を求めた運送を要請されたとき。
4. 「伝染病予防法」の指定患者、「軽犯罪法」または「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」に該当すると認められる等、他の旅客に迷惑をおよぼす恐れのある状態の旅客から要請されたとき。
5. 泥酔者、身体不自由者、未就学児、高齢者等のうちで運送上その安全を期しがたいと認められる状態の旅客から運送を要請されたとき。
6. 索道施設に関する技術上の基準を定める省令第37条の風、雨、雪、霧等により索道の運転を中止しているとき、その他やむおえない事由がある場合に運送を要請されたとき。

7. 索道施設に関する技術上の基準を定める省令第40条および索道施設に関する技術上の基準の細目を定める告示第2条により持ち込みを禁止されている次の物品を携帯している旅客。（但し、索道施設に関する技術上の基準の細則を定める告示の附則「別表第一」を除く）

(1) 火薬類【火薬類取締法（昭和25年 法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類をいう】

(2) 100グラムを超える玩具用煙火

(3) 揮発油、灯油、軽油、アルコール、二酸化炭素その他の引火性液体（喫煙用ライターおよび懐炉に使用しているものを除く）

(4) 100グラムを超えるフィルムその他のセルロイド類（ニトロセルローズを主たる材料とした生地製品、半製品およびくずをいう）

(5) 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質およびマグネシウム粉、過硫化水素、過硫酸ソーダその他の爆発性物質

(6) 酸性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質

(7) 高圧ガス【高圧ガス取締法（昭和26年 法律第204号）第2条に規定する高圧ガスをいう】

(8) クロロピクリン、メチルクロライド、液体青酸、クロロホルム、ホルマリンその他の有毒ガスおよび有毒ガスを発生するおそれのある物質

(9) 500グラムを超えるマッチ

(10) 電池（乾電池を除く）

(11) 前各号に掲げるもののほか、他の旅客に危害をおよぼすおそれのある物品
第5条関係（運送の制限）

この条は索道施設に関する技術上の基準を定める省令第37条の危険を避けるため、定員もしくは個数の制限等必要な措置を講ずるためのものである。

第6条関係（乗車券等の発売）

乗車券等の発売場所は、一般的には索道事業者が設けた出札所において発売することになっているが、それ以外の場所でも発売している例があることから出札所等と表示している。

第7条関係（乗車券等の所持）

索道はバスや列車と違い、旅客は社内で乗車券等を購入することはできず、また索道事業者は山頂停留所で乗車券等を回収する等のことはしていないので第9条で、旅客より乗車しようとする前に乗車券等を提示してもらい、確認または回収することになっている。

乗車券等は旅客1人が1枚を所持することが原則になっていることから、旅客に正規の乗車券等を所持してもらうことにしたものである。

第8条関係（乗車券等の効力）

乗車券等は、表面に表示されている条件（適用区間、適用期間、有効乗車回数、回数券の使用有効人員等）に従って使用する場合に限り有効である。

1. 営業期間中の途中において運賃および料金を変更した場合は、既に発売した乗車券等はその券面の表示運賃および料金の額にかかわらず有効とし、運賃および料金の追徴等を行わない。
2. 破損により券面表示事項または故意に改変された乗車券等、その他不正な手段により取得したと認められる乗車券等はその効力を有しない。但し、旅客からあらかじめその旅客の有する破損した乗車券等について、新券との交換要請を受けたときは、その交換要請が旅客の詐欺的行為でないと認められるものについては、客扱い上鉄道の定期乗車券の取扱に準じて新券と交換を行う。
3. 適用期間を経過したもの、券面表示事項の判読困難となったものおよび改変したものならびに不正の手段により取得したものの等の乗車券等は無効である。また使用者名の記名のある乗車券等にあつては、その記名者以外の者が使用する場合、また書き換えや再発行した場合における原券も無効である。

第9条関係（乗車券の提示等）（鉄道営業法第18条）

索道事業者は、旅客の乗車券の所持およびその乗車券の効力の有無を確認し、また第4条各項目による運送上の適否を確認するため旅客の乗車時において乗車券の提示を求め、それを確認または回収を行う。

第10条関係（運賃および料金ならびに適用方法）

運賃およびその適用方法については、出札所に掲示するとともに、それに反する取扱いはしない。

第11条関係（運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い）

事故、その他の事由で不意に索道の運転を中止した場合、運送途中の旅客があるときはその旅客の途中降車などの安全措置を講ずるとともに、運転再開後における有効乗車券類の無償交付等、継続運送の責任を果たすために必要な措置を講じなければならない。（民法第632条）…（鉄道運輸規定第17条）

第12条関係（割増運賃等）

第9条の規定により乗車券等の提示を求めたときに有効な乗車券等を提示せず当社の請求に応じて運賃および料金の支払いをしなかったとき、ならびに第8条の規定による無効となった乗車券等を使用したときは、割増運賃規定による割増運賃を徴収する。

第13条関係（運賃の払い戻し）

天災やその他索道運転事故の発生など索道事業者の原因で索道の運転ができない場合に限り、旅客の請求により当社の運賃払い戻し規定による運賃の払い戻しを行う。但し、風雨時や停電時の一時的な運転中止の場合は運転中止が一時的なものであるため、払い戻しの対象とはしないが、運転中止が終日続いたような場合は、払い戻しを行わなければならない。また、有効乗車券等を交付されて旅客が、索道の運転再開の見通しがないたため、その券等で払い戻しを請求したときも払い戻しをしなければならない。

第14条関係（乗車券等の紛失）

この条は旅客が乗車券等を紛失した場合において係員がその事実を認めることができないときは、乗車を拒むことになる。新たに乗車券等を購入してもらうため、規定したものである。

第15条関係（乗車券等の再発行）

乗車券等を紛失した場合は原則として再発行しないわけであるが旅客が官公署発行の災害その他の事故により、乗車券等が滅失したいという事実の証明書を提出して、再発行の請求をしていただければ原券と同じ効力を有する乗車券等を発行することになる。シーズン券等長期間使用できる乗車券が発売されるようになったことから、この条をもうけたものである。ここでいう証明は「滅失の事実の証明」であるから、単なる届出（例えば盗難届）の受理証明は含まれない。また官公署であることが必要で、学校長の証明ではここでいう官公署の証明にはならない。

第16条（責任の始期および終期）

索道事業すなわち運輸事業としての運送についての責任の始期と終期を明示したものであって、運送以外の責任は別にあり、例えば乗り場や降り場等で発生した事故であっても、索道事業者には責任がある場合は、施設の管理者として賠償しなければならない。

第17条関係（乗客の禁止行為）

乗客が索道事業途中で飛び降りたり、搬器をゆさぶったりすると他の乗客が転落する等の危険がきわめて大きいことから、安全運送を妨げる行為を旅客に禁止したものである。

第18条関係（旅客に関する責任）・・・（商法第590条）

旅客を運送中、旅客の生命身体を害したときはその損害に対し、索道事業者は賠償しなければならない。

第19条関係（携帯品等に関する責任）・・・（商法第592条、第594条）

旅客を運送中、滑走具（スキー・ボード等）、衣服、その他旅客の手回り品が滅失・棄損・破損しても索道事業者には過失責任のない者は、損害賠償の責を負わない。

第20条関係（荷物に関する責任）

当社および当社の係員が荷物の受け取り、引き渡し、保管および運送に関して注意を怠らなかった場合は、損害賠償の責を負わない。

第21条関係（旅客および荷主の責任）

第18条、第19条、第20条で索道責任者の責任をうたったもので、この条では逆に旅客の責任について規定したものである。

【附則】

- (1) この運送約款は、索道事業者の営業所、出札所等に常備しておかなければならない。
- (2) 旅客に対し、常にこの運送約款が制定してあることについての周知をはからなくてはならない。
- (3) この運送約款は、旅客の要請により随時閲欄に供しなければならない。